

#### 4. その他

##### (1) 恵那市障がい者日常生活用具給付事業について

品目	対象要件	該当者数 (令和5年4月1日現在)	支給決定数 (令和5年12月1日現在)
火災警報器	療育手帳A2以上又は身体の障がいの程度2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)の者	療育A2以上 181人 身体2級以上 950人	15人
自動消火器	療育手帳A2以上若しくは身体の障がいの程度2級以上又は同程度の難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)		2人
電磁調理器※	18歳以上で、視覚障がい2級以上又は療育手帳A2以上(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)のもの	療育A2以上かつ18歳以上 152人 身体2級以上かつ18歳以上 84人	1人
聴覚障害者用屋内信号装置※	聴覚障がい2級以上で18歳以上(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)のもの	聴覚2級以上かつ18歳以上 59人	15人
音声炊飯ジャー	視覚障がい者(視覚に障がいがある身体障がい児を含む。)のみの世帯又はそれに準ずる世帯(操作時に音声による案内を必要とする者に限る。)	36世帯	1人
視覚障害者用体温計(音声式)※	視覚障がい2級以上で、原則として学齢児以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)のもの	82人	7人
視覚障害者用体重計※	視覚障がい2級以上で18歳以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	聴覚2級以上かつ18歳以上 59人	4人
音声血圧計	視覚障がい2級以上で18歳以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)のもの		6人

※世帯要件を付していない市あり

(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の改正について  
 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら  
 共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月  
 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、平成28年4月  
 1日から施行されました。この法律が令和3年に改正され、改正法は令和6年4月1日から施行されます。

「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正  
 法により、令和6年4月1日から事業者も義務化されることとなります。

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
行政機関等	してはいけない <u>(義務)</u>	しなければならない <u>(義務)</u>
事業者	してはいけない <u>(義務)</u>	するように努力 → しなければならない <u>(努力義務) → (義務)</u>